

## 4 月定例教育委員会会議録

開催日時	平成 31 年 4 月 18 日 (木) 午後 2 時 00 分 ~ 午後 3 時 15 分
開催場所	県庁新館 4 階教育委員会室
出席委員	教育長 福永 忠克 委員 (教育長職務代理者) 土井 真一 委員 岡崎 正彦 委員 野村 早苗

### 1 開 会

教育長から開会の宣告があった。

教育長から出席者の確認があり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項の規定により、会議の成立が確認された。

教育長から、就任に当たっての挨拶があった。

事務局から出席者の報告と自己紹介があった。

### 2 非公開事件の確認

教育長から、本日の議題のうち、第 1 号議案および第 3 号議案については、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、審議を非公開とすべきとの発議があった。発議は全員異議なく了承され、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書の規定により、第 1 号議案および第 3 号議案の審議が非公開とされることとなった。また、審議の順番については、公開議案、次に報告事項、最後に非公開議案の順で審議することが確認された。



特別支援教育課長 特別支援学校の小学部・中学部においては、基本方針に基づき採択するので、諮問事項5のところで意見を諮ることになる。

特別支援学級については、諮問事項3のところで、必要な資料について意見を諮っているが、この資料の中で、一般図書をどのように採択すべきかということ盛り込んでいく形になると考えている。

教育長から、第2号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。

第2号議案の審議が終了したため、土井委員が入室した。

## 5 報 告（公開：報告事項）

教育長から、報告事項ア「職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の改正に伴う時間外勤務の上限設定における「他律的業務の比重が高い部署」の指定について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

### 主な質疑・意見

岡崎委員 今回の上限設定は、法律が改正されて、一般企業において三六協定の罰則が強化されたことを受けたものという位置づけであるか。

教育総務課長 働き方改革関連法の施行に伴い、労働基準法が改正されていることを受けて、民間企業の労働法制と同じレベルで国家公務員も行うことになっており、地方公務員もそれに準じているもの。

野村委員 45 時間を超えるとあるが、中学校等の部活動指導を考慮したものになるのか。

教職員課長

教職員について時間外勤務命令を行うことができる業務は、職員会議や校外実習に関する業務、修学旅行、児童・生徒の緊急措置のいわゆる超勤4項目に限定される。実態としては、部活動や授業準備など時間外に行っている状況があるが、今回の上限の対象となるのは、この超勤4項目についての時間外勤務ということとなる。

岡崎委員

時間外管理をしていかないといけないことは分かるが、月々の45時間の把握と、80時間は心身に支障をきたすということで、民間企業においても、こうした状況に至るまでに産業医面談などのケアがある。教員や職員の方々に対して、時間外を把握した後にそうしたケアや指導といった対策を考えておられるのか。

教育総務課長

事務局の職員の関係でいうと、いわゆる過労死ラインというところの数字であるが、既存の制度においてもそうしたフォローやケアは行っているので、丁寧に行いながら、これまで以上に時間の管理をしっかり見ていきながら、段階的に対応していきたい。

岡崎委員

学校の先生方も大変だと思うので、同じ人として、体も心も健康でないと子どもたちの教育に支障をきたすと思うので、そこは割り切ってやっていただかないといけない。

教育長

先生方の健康というものを中心に見据えながら、様々な取組を進めていきたい。

教育長から、報告事項イの「2020年度滋賀県公立学校教員採用選考試験実施要項について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

主な質疑・意見

特になし

教育長から、報告事項ウの「国の文化審議会が新たに登録有形文化財に登録するよう答申した建造物について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

主な質疑・意見

特になし

教育長から、報告事項エの「「ふるさと文化財の森」の設定について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

主な質疑・意見

岡崎委員

資材の確保や技能者育成の場ということだが、そうした教育機関というか組織のようなものはあるのか。今回認定を受けるにあたって、そうした研修機関も作って維持していくものか。

文化財保護課課長  
補佐

文化庁が選定している技能者育成のための選定保存技術保存団体があるが、そうした団体が今回選定された乾徳禅寺等を用いて研修事業を行うといった方法を取っている。

土井委員

乾徳禅寺では、檜自体はどのような利用をされているのか。檜の木自体は、定期的に伐採しているのか。

文化財保護課課長  
補佐

伐採はしておらず、育成をしている状況。

土井委員

檜自体を活用しているわけではなく、皮の部分を活用しようということか。

文化財保護課課長 補佐                    そうである。何らかの目的で山を守ってきたということであるが、その活用方法ということで今回申請をされ認定に至ったもの。

岡崎委員                    山全体を「ふるさと文化財の森」という設定になるのか。森というと一角のイメージがあるが。

文化財保護課課長 補佐                    山の斜面が境内地となっている。斜面の裾の方に主要な建物があって、山の後ろの方の山林全体が境内地となっており、その境内地が全て設定されている。

## 6 日程確認等（公開）

教育長から、次回の教育委員会の日程の確認があった。

## 7 議 事（議案：非公開）

第1号議案の審議の間、土井委員が退席した。

教育長から、第1号議案「2019年度滋賀県教科用図書選定審議会委員の選任にかかる臨時代理の承認について」の議案について、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

主な質疑・意見

特になし

教育長から、第1号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。

第1号議案の審議が終了したため、土井委員が入室した。

教育長から、第3号議案「滋賀県特別支援教育支援委員会委員の任免について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

主な質疑・意見

岡崎委員 調査員という方々は、これまでも任命されたことはあるのか。

特別支援教育課長 委員について、これまでは各障害に応じた医師の方についてお願いをしていたが、昨年度の特別支援教育支援委員会への改編にあたって、各個別の専門の医師の方については少し整理をして、福祉分野の方や、幼稚園、高等学校の教員等をお願いをしたところ。

今後、個別の事案等で、当委員会に諮る必要がある視覚障害や聴覚障害に関することなどが新たに生じた場合に、調査員を置くことができるとしており、昨年度はこうしたことはなかったが、今後また必要に応じて置くことができるということとしているもの。

土井委員 新しい委員会となって1年ということだが、活動状況はどうか。

特別支援教育課長 昨年度は2回、委員会を開催した。  
「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(実施プラン)」ロードマップについて、進捗状況を確認して必要な修正を行うとしており、第1回は、その方向性等について御意見をいただいたほか、昨年度初めてということもあったので、委員会自体の役割や運営要綱について扱った。

第2回は、11月に開催したが、「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(実施プラン)」の進捗状況について、これに沿って進めてきた内容について報告をし、意見をいただいた。かなり幅広く、これから考えていかなければならないような意

見をいただいたので、今年度以降は取り上げるべき事項と課題を整理し、順次意見をいただき施策に反映させていきたい。

土井委員

お忙しい方が多く、また多人数でもあるので、頻繁に集まっていたきにくいかもしれない。具体的な問題で意見を伺う際には、論点を絞って部会を活用する方法もある。専門的な知見をお持ちの方が多いため、できるだけ委員会の役割として果たせるようお願いしたい。

特別支援教育課長

第2回の際には、これまでビジョンやプランの中で、「発達障害を含む障害のある児童生徒…」という言い方をしてきたが、現在は「発達障害を含む」といった文言は入れる必要はないといった意見等、専門的な意見をお聞きすることができたので、今後も色々な形で御意見を伺いたい。

教育長から第3号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。

教育長から、本日の議事が全て終了した旨の発言があり、閉会の宣告があった。